

前橋市立学校の授業料等に関する条例新旧対照表

改 正 案	現 行
(授業料等の額) 第2条 省略 2 市立幼稚園に入園を許可された者のうち、教育課程に係る教育時間以外に教育委員会が定めるところにより行う教育活動(以下「預かり保育」という。)を受けたものから徴収する預かり保育料の額は、次のとおりとする。 (1) <u>次号に掲げる場合以外の場合 1時間につき100円</u> (2) <u>前橋市立幼稚園管理規則(昭和52年前橋市教育委員会規則第8号)第6条の2第1項に規定する休業日において、教育課程に係る教育時間に相当する時間に預かり保育を受けた場合 1回につき300円</u> 3 省略 (徴収等) 第3条 省略 第3条の2 預かり保育料及び通園バス利用料は、毎月、市長が定める期日までに徴収する。 2 学年の中途において入園した者からは、当該入園を許可した日の属する月から通園バス利用料を徴収する。 3 通園バス利用料は、2か月分以上を前納させることができる。	(授業料等の額) 第2条 省略 2 市立幼稚園に入園を許可された者のうち、教育課程に係る教育時間以外に教育委員会が定めるところにより行う教育活動(以下「預かり保育」という。)を受けたものから徴収する預かり保育料は、<u>1か月につき3,000円(一時的な預かり保育を受けた場合は、1日につき200円)</u>とする。 3 省略 (徴収等) 第3条 省略 第3条の2 預かり保育料(<u>一時的な預かり保育に係るものを除く。以下同じ。</u>)及び通園バス利用料は、毎月、市長が定める期日までに徴収する。 2 学年の中途において入園した者からは、当該入園を許可した日の属する月から<u>預かり保育料及び通園バス利用料</u>を徴収する。 3 <u>預かり保育料及び通園バス利用料</u>は、2か月分以上を前納させることができる。